

JICA 新環境社会配慮ガイドライン案（事務局案）について

1. 現行ガイドラインが大幅に弱められている。

1) ステークホルダーの定義が狭められている。

事務局案においてはステークホルダーの範囲がせばめられている。事務局案の「ステークホルダー」には、被影響住民や現地 NGO は含んでいるものの、それ以外の「知見もしくは意見を有する個人や団体」が除外される。

2) 開発ニーズの把握に関する規定が削除されている。

現行 JICA ガイドラインにおいて、案件形成段階および意思決定における「開発ニーズの把握」に関する規定が、事務局案においては削除されている。

3) 調査報告書の公開が大幅に弱められている。

現行 JICA ガイドラインの開発調査報告書（案件形成段階におけるマスタープラン調査、フィージビリティ調査など）の公開の規定が大幅に弱まっている（下記参照）。

	現行 JICA ガイドライン	事務局案
公開対象	マスタープラン調査およびフィージビリティ調査のカテゴリ A、B ・ スコーピング案 ・ 最終報告書案 ・ 最終報告書	1) 協力準備調査に関しては公開に関する記載なし。 2) 開発計画調査型技術協力のカテゴリ A のプロジェクトについては、下記を公開。 ・ スコーピング案 ・ 最終報告書案 ・ 必要に応じ調査の中間段階の資料の環境社会配慮関係部分 【以下は除外】 ・ 協力準備調査の報告書すべて ・ 開発計画調査型技術協力のカテゴリ B の報告書すべて ・ 開発計画調査型技術協力のカテゴリ A の最終報告書
公開のタイミング	最終報告書:完成後すみやかに	記載なし

その他、弱められている点

- ・ 基本理念から、①環境費用と社会費用の内部化、②環境社会配慮を機能させるためには、民主的な意思決定など、重要な概念が削除されている。
- ・ フォローアップに関する規定が弱められている。
- ・ 無償の事前調査の手続きが弱められている。
- ・ 開発調査型技術協力、マスタープラン、フィージビリティ調査の手続きが弱められている など。

2. 中間報告書の提言が事務局案において反映されていない。

中間報告書が反映されていない諸点のうち最も重要な点は、下記の2点である。

1) 協力準備調査に関する実質的な規定が欠落している。

中間報告書では、協力準備調査の(i) 実施決定プロセス、(ii)調査内容、(iii)実施プロセスなどにつき提言されているが、事務局案においては、そのすべてについて記載がない。『「協力準備調査の手続き」を参考とし』とのみ記載されているが、内容は不明。

2) 情報公開に関する提言が踏まえられていない。

中間報告書では、(i) 意思決定前の情報公開（公開する環境社会配慮文書）、(ii) 意思決定前の情報公開のタイミングと公開期間、(iii)意思決定後の情報公開（実施段階での情報公開）——などにつき提言されているが、事務局案においては、それらが反映されていない。反映されていない点は例えば以下の通り。

- ・ 環境社会配慮文書を「遅くとも個別案件審査の実施前までに公開する」との規定が含まれていない。
- ・ JICA が環境社会配慮確認のため相手国等から入手した文書についての公開を、相手国で一般に公開されている文書に限定している。
- ・ 環境レビュー結果の内容に関する規定は含まれていない。
- ・ モニタリング結果の公開について「相手国で一般に公開されている範囲内で」と限定されている。
- ・ JICA が実施するモニタリング（監理）の結果の公開に関する規定がない。
- ・ 意思決定後に環境社会配慮確認のため入手した文書の公開に関する規定がない。

その他、下記の多くの点について中間報告書が反映されていない。

- ・ 緊急時の対応
- ・ 人権への配慮と意思決定への反映
- ・ 地域住民の安全
- ・ エンジニアリング・サービス (E/S) 借款のスクリーニング
- ・ 政策借款のスクリーニング
- ・ カテゴリ A 事業における E I A の義務づけ
- ・ カテゴリ FI における環境レビュー
- ・ ステークホルダー協議についての確認
- ・ 意思決定
- ・ フォローアップ
- ・ 代替案の検討
- ・ ステークホルダーからの意見への対応
- ・ 非自発的住民移転：補償内容とその伝達
- ・ 非自発的住民移転：住民移転計画
- ・ 非自発的住民移転：申立の受付
- ・ 先住民族
- ・ モニタリング

以上